

バイオ戦略検討ワーキンググループ運営規則

平成 29 年 12 月 27 日
 バイオ戦略検討ワーキンググループ

(ワーキンググループの運営)

第 1 条 バイオ戦略検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）の議事の手続、その他WGの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(座長)

第 2 条 WGには座長を置く。

- 2 座長は、WGの事務を掌理する。
- 3 座長がWGに出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第 3 条 WGに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

- 2 WGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第 4 条 WGは、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

- 2 WGの議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。
- 3 WGは、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。
- 4 WGは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

(調査・検討事項)

第 5 条 WGは、バイオテクノロジーによるイノベーションを促進するための戦略及びそれに附帯する事項に関し調査・検討を行う。

- 2 WGが、前項の調査・検討事項の議決内容について他の戦略協議会・WG等と共有し、意見を求めることを必要と認めた場合、WGの座長は他の戦略協議会・WG等の座長に議決する内容について連絡する。

(公開)

第 6 条 WGの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの規定によりWGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第 7 条 座長は、WGにおける議事内容を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WGの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。

(了)

バイオ戦略検討ワーキンググループ構成員名簿

平成 29 年 12 月 27 日

(敬称略、五十音順)

岩田 洋佳	東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授
大滝 義博	株式会社バイオフロンティアパートナーズ 取締役社長
近藤 昭彦	国立大学法人神戸大学大学院 科学技術イノベーション研究科長
近藤 一成	国立医薬品食品衛生研究所 生化学部長
坂元 雄二	日本バイオ産業人会議 事務局 次長 一般財団法人バイオインダストリー協会 企画部部長
座長 篠崎 一雄	国立研究開発法人理化学研究所 環境資源科学研究センター長
高田 史男	学校法人北里研究所北里大学大学院 医療系研究科 教授
林 智佳子	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 材料・ナノテクノロジー部 プロジェクトマネージャー／主査
水無 渉	三菱ケミカル株式会社 バイオ技術研究室長 産業競争力懇談会 「デジタルを融合したバイオ産業戦略」プロジェクトリーダー
宮田 満	株式会社宮田総研 代表取締役 日経 B P 社 特命編集委員
山口 富子	国際基督教大学 教養学部アーツアンドサイエンス学科 教授
山本 (前田) 万里	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 食品研究部門食品健康機能研究領域長

上記のほか、重要課題専門調査会会長が指名する専門委員

以上